

山陽小野田市 成年後見センター

認知症や障がいなどの理由により、判断能力が十分ではない方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談に応じます。

相談の例

- ・お金の管理に不安がある。
- ・福祉サービスや施設入所の契約手続きが難しい。
- ・成年後見制度を知りたい、利用したい。



相談
無料

一人で悩まずに、お気軽にご相談ください。

☎ **0836-82-1149** (高齢福祉課内)

受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで
(土日祝日、年末年始休み)

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号 市役所1階8番窓口

成年後見センターの取組内容

1. 無料相談 当事者、支援者どなたでもお気軽にご相談ください。

- ★成年後見制度の説明、申立て手続きや書類の作成方法など、制度の利用に関する相談を電話または窓口にてお受けします。
- ★相談の内容によって、関係機関の紹介や連携して対応します。



2. 出前講座 地域や事業所等での勉強会にご利用ください。

- ★職員が皆さんのところへお伺いし、成年後見制度に関する説明を行います。

成年後見制度とは

認知症や障がいなどの理由により、すでに判断能力が不十分な本人に代わって、家庭裁判所により選ばれた代理人が、財産管理や必要な福祉サービス等の契約の締結、法律行為の取消し等、本人を保護、支援するための制度です。